

○議 長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

7 番 島崎敏一議員。

なお、島崎議員から追加資料の要請がありましたので、これを許可してあります。

○7 番 （島崎 敏一） 私は、さきに通告した 3 問の質問について一般質問します。

なお、今お配りした資料は 3 つ目の「中間教室設置要綱改定の提案」の資料となります。

まず 1 つ目の質問です。「子どもの権利条例策定に向けた現状確認」要旨。

中川村議会において子どもの権利条例制定を求める請願が可決され、村としても条例を制定することになりました。

現在、村の総合計画及びこども計画等の計画に基づき様々な子ども関連の施策が展開されています。これらの既存計画と新たに策定される子どもの権利条例がどのように機能し、村の未来をつくっていくのでしょうか。

以下のとおり、意見書の原文に沿う形で村側の現状の考えを確認するために質問いたします。

原文です。

中川村においては現在、新しい学校づくりや、保育所のあり方の見直しなど、子どもの育ちと学びの環境を大きく問い直す取り組みが進められています。特に学校づくりにおいては、施設整備だけでなく、「どのような学びを実現したいのか」「地域がどのように子どもと関わるのか」といった本質的な議論が行われ、住民や子ども自身の声を反映させようとする試みも見られます。

一方で、こうした個別の取り組みは、担当部署や事業ごとの努力に依存しており、村として「子どもを権利の主体として尊重する」という共通の理念や判断基準が、必ずしも明文化され、全体で共有されているとは言えない状況にあります。

そこで質問です。

中川村らしい学校、保育園づくりについて、条例の制定によりこれら学びの環境、保育の環境の再構築において子どもの意見表明権がどのように保障され、実際の施策に反映されていると考えていますでしょうか。

続けて 2 つ目の質問もします。

こども・若者支援計画は主に保健福祉課が管轄となり計画が策定されました。担当課のみの施策展開にならず、行政、学校、保育、地域が組織の壁を超えて共通の理念の下で一体的に関わるために、これから制定する条例に期待することは何でしょうか。

お願いします。

○村 長 これからお答えをさせていただきますが、島崎議員さん、十分というか、この件に関しては御認識が、造詣が深いということは重々承知した上で申し上げますので、あらかじめお願いをいたします。

子どもの意見表明権についてございますが、国連の子どもの権利条約第 12 条に定められている意見を表す権利のことであるということでもあります。子どもは生まれたときから自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができるという権利を持っていて、周りの大人は、子どもの年齢や心の成長、発達に応じてその意見を十分に考慮し、大切にしなければならないとされております。

子どもを単に保護される対象ではなく、権利の主体として尊重する上で極めて重要な原則であるというふうに私も考えるところであります。

条例が制定されれば、子どもの意見表明権、これが基本的な理念として条例の中にうたい込まれるだろうというふうに思っておりまして、今後の学びの環境ですとか保育の充実、これに関する検討段階において子どもたちの意見を聞く機会が保障され、出された意見をどう生かしていくかといった仕組み、手続的なことですとか表明する機会、こういったことが具体的にできていくんではないかというふうに考えます。

既に新しい学校づくりにおきましては子ども自身の声を反映させる機会が設けられておるわけであります。

中川村の子どもたちの思い描く村の将来像について意見を聞く機会は私たちにとっても必要でありますし、施策に反映できる点も多いかと思っております。

そのためには子どもたちが参加しやすく、安心して積極的に意見を言える環境もつくる必要がありまして、子どもが意見を言ってよいということを社会に広めていく、こういうことが肝腎でありまして、条例を制定するということはそのための重要な第一歩だというふうに考えます。

それから、2 点目の御質問でございますけれども、こども・若者支援計画、これにつきましては、令和 7 年度～令和 11 年の 5 か年の計画で、「すべてのこども・若者が夢や希望をもち、自分らしく幸せに暮らせる“なかがわ”」これを基本理念として策定したものでございます。このことは当然誰もが望むものであり、村が目指す姿であります。

直接子どもと関わる学校、保育をはじめ、行政、地域が共通の意識を持つために、まずは条例に関心を持っていただいて、条例の内容を理解した上で子どもの成長に関わることで、さらに子育てしやすい村になるということを期待できるかなというふうに思っております。

当然、行政としましては、全ての業務において子どもの権利条例に沿った配慮を具体的な施策の中に反映させていく、こういうことは当然の責務であろうというふうに考えております。

○7 番 （島崎 敏一） では次の原文を読みます。

少子化と人口減少が進み、厳しい財政状況のもとで村政運営が行われる中、限られた資源をどこに、どのように配分するのかという判断は、今後ますます重要になります。だからこそ、短期的な効率や前例だけでなく、「子どもの権利」という長期的・普遍的な視点も、政策判断の土台として据える必要があります。条例を制定することで、こども基本法の理念を地域の実情に即して具体化し、村の子どもたちの権利をより実効的に保障することが可能となります。

以上のことから、中川村において、子どもの権利を総合的に位置づけ、行政・学校・保育・地域が共通の理念のもとで子どもに関わるため、下記のとおり「子どもの権利条例」を、速やかに策定することを求めます。

記

1、中川村において、国連「子どもの権利条約」および「こども基本法」の理念を踏まえた、中川村の子どもたちが抱える課題に合致した子どもの権利条例の速やかな制定に向けて、必要な取組を進めること。

と意見書にはありますが、質問の3番目です。

条例制定の意義はということで、今後の財政運営において非常に厳しい未来が予測されています。短期的な経済効率は前例と子どもの権利の保障が対立した場合、条例をどのように優先順位を判断するための物差しとして活用される方針でしょうか。

また、数年ごとの改定される行政計画とは異なり、条例を制定することで村の政治、行政のトップが替わっても揺らぐことのない普遍的な判断基準を確立できます。これらの意義をどのように考えていますでしょうか。

○村長 財政都合ですとか現在既存の行政の、何ていいますか、前例に基づいた予算の配分と子どもたちの権利保障の対立、つまり、村の財政状況のしわ寄せが仮に子どもたちの利益を狭めてはいないかという懸念が生じる、こういうことかと思っておりますけれども、こういう場合には村はどう乗り越えるかといった内容かというふうにお聞きいたしました。

令和8年度の予算編成の基本方針なんですけど、この中では、新しい学校建設をはじめとする大型公共事業を当然控えつつも、村長公約に掲げる施策の中でも教育や子育て支援の施策を重点配分分野として優先的に位置づけてきたつもりでおります。

今後トップの交代があっても、条例制定という共通の理念がつくられますので、いわゆる行政上の、例えば施設を理想的な形で造るのか、あるいはコストではなくて現状のこれからの、何ていいますか、かかるであろうお金、これの比較をして既存の施設を活用できないだろうか、そういう意味で多角的に検討していくということは、これは行政手法としては必要なことでございますので、単なるコストカットではない未来への投資ということとしての子どもの最善の利益、こういう判断基準がこの条例をつくることによって、これが確実にできるというふう

に思っております。

それから、トップが替わっても、大きな子どもの権利条例、これができるということは、先ほど申し上げたとおり、こども・若者基本計画、この中に具体的な施策が盛り込まれていったときにこの精神は十分生かされていくと、こういうふうに考えております。

○7番 （島崎 敏一） 次の質問に行きます。

中川村の子どもたちが抱える課題は、こども・若者基本計画に明記されただけでなく、部活動の地域展開など時代の変化に伴って多岐にわたっています。課題に合致した子どもの権利条例とはどのような条例と考えますでしょうか。

○村長 課題に合致した子どもの権利条例という話になりますと、ただ一般論を並べるだけではなくて、中川村が現在直面している地域や社会が抱える具体的な課題を解決するためにさらに具体的に機能されるべき条例、こういうのが姿だろうなと思っております。

最初の御質問、子どもの意見表明権、これを申し述べましたけれども、この中にもあるとおり、村の施策に対して、大人の視点だけではなくて、子ども目線での意見ですとか子どもたちの実態が反映されることで子どもたちの生活実態に即した課題解決に近づけるのではないかと、こういうことを考えるわけでございます。

これにより、中川村の子どもたちが安心して健やかに成長できる環境の整備、こういったものが促進できるんだらうと、こういう中川村の子どもの権利条例、つくるとしたらそういうものがイメージとして湧くようなものにしなければならんだらうというふうに思っております。

○7番 （島崎 敏一） 次の質問です。

今の村長の答弁を具体的にすれば、ぜひ時間をかけてやってほしいと思うんですが、村長は令和8年度の制定を目指すとしていますが、制定時間が短過ぎると思います。策定作業を進める中で、策定期間の変更について、可能性でとか考えを聞かせてください。

○村長 作成するまでにしっかり時間をかけておくべきだっていうのは、いわゆる村民の皆さんをはじめ、当事者である子ども、子どもさん――子どもさんっていうか、子どもが、この条例をつくることによって、意見を言ってもいいんだと、こういうことで申し述べられるんだっていうことが分かること。

それで、それを、なかなか機会は難しいかもしれませんが、いろんなところで機会を用意して意見を表明できるような場をつくる、こういうことが条例で求められるということは、実は、この間、NPO法人の皆さんとの、先駆的に活動しておられる方々の、何ていいますか、オンラインの勉強会の中で言われておったことかなというふうに思うわけで、そうしますと、期間はもっとしっかり、2年以上というようなお話があったことは私も聞いております。

私は令和 8 年 3 月議会において令和 8 年度中の制定を目指すというふうに申し上げましたけれども、その基本的な方向は変わりません。

条例をつくるプロセスを重視し、ある程度の期間をかけることも一つの方法があります。けれども、重要なことはこどもまんなか社会をつくることだというふうに思っておりますし、条例を制定した後、条例が形骸化しないように、行政の施策に反映されているか、子どもの意見を聞く場が設けられているか、意見が反映されているかといった検証と、住民に浸透させるよう継続的に啓発を行うことが必要だというふうに考えます。

本年度、できる限り子どもたちの意見を聞く機会を設けながら検討委員会で条例の素案を作成していくといった進め方で、年度内制定を今のスケジュールとしては目指していきたいというふうに考えております。

中川村においては、既に制定するという方向でスタートが切られたところでございます。講演会をはじめ、広報紙などで住民周知を図りますし、一方で、民間の団体で請願をいただいた皆様、こういった皆様にぜひ中心になっていただいて、今度つくろうとしていることはこんな条例なんだよということを、子どもたち、高校生——18 歳までですけれども、そういうことが分かっていたけるような、もちろん行政もそれに努力いたしますし、ぜひそういう皆さんの中で、講演会ですとか、そういう機会をぜひつくっていただく、この車の両輪をうまく活用してスケジュールを進めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いします。

（島崎 敏一） 再質問します。

今、村長が言っていた N P O 法人とのオンライン懇談の中で、その中で愛知教育大学の松原先生——法学者の方なのですが、事例を話してくださいました。

東海 3 県——愛知・岐阜・三重県では 20 の自治体が子どもの権利条例を制定しているが、その半数の 10 ほどの自治体で条例が形骸化して開店休業状態、うまく機能していないとのこと。

条例の実情の検証は必要なのですが、これを分析しますと、条例をつくる段階で策定のプロセスを大切に時間をかけていかないと機能しないということが調査の結果で分かっているようです。

そこで、6 月 9 日に先述した N P O とのオンライン会議が行われたのと、村長・子どもの権利を広げる会（議会へ請願を出した市民団体）とで 4 月 30 日に村の関係者も交えて会議が行われました。

どちらも新聞記者さんもいるような公式な会議だったんですが、4 月 30 日、村長は条例策定に際して面倒くさいという発言を残しています。

また、6 月 9 日の子どもの権利総合研究——N P O 法人とのオンライン会議ではまどろっこしくて面倒という発言がありました。

一度ならず二度までも面倒くさいという発言、これは市民請願及び議会の可決

を軽視したものであり、首長として非常に軽率な発言だと思います。

その面倒くさいという発言が制定期間の短さに反映されているのではないのでしょうか。子どもたちがその発言を聞いたらどう思うのでしょうか。人権を考え条例に落とし込むという作業を面倒くさいと軽視しているとしか思えません。

条例をつくろうというその矢先に専門家や住民団体との対話を面倒くさい、まどろっこしいと表現されるのはあまりに残念です。

子どもの声を単なる聴取ではなく権利として保障するために、時間をかけて丁寧に応答関係を築くべきだと考えますが、改めて村長の見解を伺います。

たしか——たしかというか、条例をつくるっていう今までの感覚ですと、これは、もう当然法律に基づいてつくっていきますので、ほとんど、庁内といいますか、行政側の作成主導で事は足りる場合が多いわけでありまして、今回の場合は、確かに手続としては、失礼、非常に面倒くさいということを申し上げたつもりでありますので、それは、誤解があったとしたら、決して子どもの意見を無視するとか、そういうことを言ったつもりではありません。ですから、これについては、誤解があるとしたら陳謝しなければいけないと思っています。

ただ、何度も言いますとおりっていいですか、この間の学習会、6 月の幾日でしたか、N P O 法人との勉強会の方——先ほどおっしゃった先生のお話の中で、基本的に、こども基本法っていう基になっている法律、これは法律としては非常に緩いというか、規律性、つまり、こうしなければならないとか、こうあるべきであるとか、これをしないとこういうことになるよっていうような規律密度の低い法律であるということで説明がありました。これは、私もそう思います。

それで、何が一番大事かっていったら、オープンスペース部分という説明を先生はされましたけれども、対象の拡大、つまり子どもの意見を聞いてこの部分を大きくする、こういうふうな条例でなければならないと、こういうことをおっしゃったことは一番私も心に響いております。

それで、今回は、私が言っているのは、条例をつくるに当たって、十分、その団体の皆さん——請願した皆さんの中で村内にいらっしゃる方、いらっしゃる方もいますけれども、子どもさんも含めて、その数たるや、やはり相当な数の請願があったわけでありまして、この段階では、やはり子どもの権利条例をつくってほしいっていう熱量ということが非常に大きい、こういうことをもうこの時点で認識しました。

ですから、これからの手続は、いかに、何ていいますか、庁内とというか、当然つくっていく組織、これはやっぱり専門組織じゃなきゃいけませんから、先ほどからおっしゃっているように、いろんな、子どもの権利条例を制定すべきであるという請願をされた代表の方ですとか、あるいは学校の専門的に言いましたら先生方、それから保育に関わっている人等々を入れながら、それは条例の実態としてこれをつくっていけばいいんであって、あとは、民間という言い方はありま

○7 番	せんけれども、請願してきていただいた皆さんのほうが、例えば子どもたちの意見の反映ですとか、今度こういう条例をつくろうとしているんだよっていうときに、これをつくろうとしている実態の勉強会ですとか、こういうことなんだよ、一番根本になるのは、子どもの、何ていいますか、こども基本法、こういったものが基になっているんだっていう、子どもが先ほど言いましたとおり意見表明をしていいんだよっていうことを、ぜひそういう議論の中で、勉強会を開いたり意見表明をしていただいて、そういうことを聞いていただく、こういう機会はぜひ皆さんのほうでおつくりいただいて、行政は、もちろん機会を設けるようにいたしますけれども、そういう――先ほど言ったのは、今度の条例っていうのは民間の皆さんと対立しているわけじゃありませんから――民間っていうか、両方の中でそれぞれの持ち味を出してやっぱり進めていけばいいだろうと。
	逆にいうと、条例をつくる間に子どもはどんどん大きくなっていきますし、いろんな議会で、全ての子どもが関われるわけではやっぱりないと思うんです。それで、これを時間をかけてやっていけば、それで、じゃあちゃんといいものができるかっていうと、そうではないだろうと――そうばかりではないと思います。だから、やっぱりある程度の期間の中できちんと集中して議論していく、こういうことが必要だということで、私は、スケジュールどおり、それを目指してやりたいということであります。
○村 長	（島崎 敏一） 最後の再質問になるんですが、実質半年しかない中での制定は、私は村長の思いの空回りだと思います。
	今後、行政、住民がタイヤの両輪となる必要はありますが、既に、この間の全員協議会で示された予定では7月に住民のワークショップ及び講演会をやると言っていますが、まだその予定も立っていません。
	それで、その先の話題に出たNPOの方との予定調整も、8月は、もう予定は合わないようで、9月になるのではないかとということで担当課から説明がありました。そうしているうちに2か月も延長されてしまいます。
	今この場での判断が村長は難しいようでしたら、制定期間を延長する判断基準のようなものはありますでしょうか。
	皆さん、保育の現場、教育に関わる現場の方は、職員さん、本当に多忙で、人手不足など、承知しています。だからこそしっかりつくるべきであると考えますが、いかがでしょうか。
	それは、これからの進め方で、状況判断っていうことは十分あるかと思います。
	ただ、期間を決めて予算が当然伴っておりますので、それに向けて進めていくと。
	具体的に、どうもまだ現場の理解が十分醸成されていないじゃないかと、そういうことが委員さんの中とか請願をしてきていただいた皆さんの中から、あるいは、ということは、子どもたちに十分理解できていないよっていうことであるな

○7 番	らば、それは延びる可能性も十分あります。
	ただ、つくっていったり、一つ、単年度の中で、予算も含めての話を、そっちを先にするのは間違いかもしれませんが、私の中では、やはり今までの、何度も言いますけれども、あれだけの人数が出てきた請願、それから考えれば、単年度の中で、3月までにはつくっていくという前提で逆算して予算立てし、車の両輪じゃないんですけど、そういう進め方をしたいということであります。
○7 番	くどくなりますけれども、それは状況を見てという、当然、まだ早いということになれば、それは、そういう機会を十分に持つべきだということになれば別ですけれども、形とすれば、今はそういうスケジュールで進めたいということであります。
	（島崎 敏一） この件は引き続き強く要望をお願いします。
	次の質問に行きます。
	「中川中学校の部活動の地域展開について」です。
○教 育 長	要旨を述べます。
	中川中学校の部活動を取り巻く環境は、かつてない転換期にあります。
	中川中学校の生徒数は減少の一途をたどり、既に単独校でのチーム編成が困難な種目が出現し、教員の専門外指導も常態化しています。こうした中で進められる部活動の地域展開は、単なる教員の働き方改革や運営主体の移管であってはなりません。
	長野県が提唱する放課後リデザイン――再設計の理念に基づけば、これは子どもたちがやりたいことを追求し、学校でも家庭でもない、利害関係のない大人と温かにつながれる居場所を地域の中に再構築する好機であるはずで。
	しかし、現状把握のアンケート結果を見ると、地域展開について当事者である中学生の約70%が状況を詳しく理解しておらず、そのうちの25%は「全く知らない」と回答しており、保護者においても40%が内容を詳しく理解していません。周知不足や理念の共有に大きな課題を残しています。
	令和8年度の中川村部活動地域展開推進計画の策定を待つ間にも子どもたちの活動機会は刻一刻と失われかねません。
	村の現状認識と持続可能なコミュニティへの展望を質問します。
	1つ目です。村の担当課として令和5年度から取り組んできたと把握していますが、現状とその課題認識について聞かせてください。
	部活動の地域展開に関わるお尋ねでございます。
	まず部活動の地域展開ということでございますけれども、これについては今まで学校が担ってきた部活動の指導を地域に展開していくということでありまして、教職員の負担軽減が図れること、これも一つのきっかけにはなっていると思いますけれど、子どもたちが多様なスポーツ、文化芸術に触れる機会を創出すること、こうしたことも目的として位置づけられているというふうに認識をしてお

ります。

国においては、部活動の改革実行期間として令和 8 年度から 10 年度までを前期、令和 11 年度から 13 年度までを後期と位置づけております。

本件においては、令和 8 年度末までに休日の地域展開完了を目標としており、本村においても今のところこのことを視野に入れて取り組んでいくという段階でございます。

そもそも、部活動の地域展開は、こうした方向性が出てきたときから、本村だけではなく、各自治体にとっては大変大きな課題でありました。課題っていうのは先々が分かって課題だと思うんですけども、課題として位置づけられる以前の問題レベルといいますか、そういう段階でそういう方向性が出てきたかなというふうに捉えております。

そういう点では、ずっと検討もしてきておりますし、正直言いまして、いまだ模索を続けているというのが率直な現段階かと思っております。

これまでの経過でございますが、当初は、既に部活動についての検討をする場でありました中川中学校スポーツ・文化活動運営委員会、これは部活動や地域クラブの指導者、保護者会、学校、PTA、教育委員会で構成して、それぞれの課題を協議する委員会でありまして、これは部活動を中心にして検討をずっとしてきておりますが、この場で情報の共有などを行ってまいりました。

また、本村としては、県のモデル事業に取り組んでいた飯島町と令和 5 年度から検討会を持って協議をしてまいりました。

自治体を超えて一緒に取り組むことについては、保護者会も交えて意見交換した経過もありましたが、やっぱり自治体の違いによって見えてきたのが、それぞれの考え方や仕組みの違いなどがそのときには意見交換の中で上がりまして、単純に自治体を超えて一緒にやっていくっていうことは難しい部分もあるかなというふうに承知させていただきました。

しかし、その後、保護者の皆さんの御努力もあって、結果としては、今、男子バレーボールについては地域クラブ発足ということで、飯島町と中川村のほう、子どもたちが参加してクラブが発足しているという状況であります。

本村としましては、全体的な構想を持つのが難しい部分があったため、今のところ、方針とすると種目ごとに検討しまして可能な種目から移行し、それをモデルとして他の種目へも広げていく、そんな方針でこれまで進めてきておりましたので、そのこともお話をさせておいていただきます。

また、昨年度――令和 7 年度には、本村としましてもさらに一歩歩み出すために地域展開に係るコーディネーターを配置いたしました。

先ほどの運営委員会で検討を重ねるとともに、5 月から 6 月にかけて、部活動、それと地域クラブの指導者や保護者会の皆さんのアンケート調査を行いました。そして、それに基づいて関係者ヒアリングを実施してまいりました。

また、年明け――1 月には全校生徒、保護者にアンケート調査を行って結果を公表したところでございます。

現状としては、中学校生徒数の減少から、特に団体競技についてはチーム編成が難しく、合同チームで中体連に向かう部活動もあり、学校の立場からも地域展開は待ったなしという状況になってきているということがございます。

大きな課題として今教育委員会として捉えているのが、指導者の確保、これが非常に厳しい状況にあります。指導者は、本業――自分のお仕事を持ちながら指導に当たることになるため、例えばそういう皆さんの報酬をどうするかも含め、特に大きな課題となっているというふうに認識をしております。

また、近隣町村と合同チームを組んだり、近隣町村のクラブに参加したりするなどの場合、送迎や費用については保護者の皆さんの負担が大きくなる可能性もございます。このことにどのように対応していくかも課題に感じているところであります。

現に先行して実施している自治体の中でも、現状、保護者負担の大きさが課題になっているというケースもあるというふうにお伺いしているところであります。

いづれにしましても、この課題につきましては、本村としても一筋縄ではいかない大きな課題であるというふうに感じているところでございます。

○ 7 番 （島崎 敏一） 次の質問をします。

国のこども大綱では、遊びや体験を成長の原点とし、本人が居場所と感じる時間や関係性の保障を重視しています。

また、長野県では部活動の地域展開を放課後リデザインと位置づけ、新たな価値の創出を目指しています。

地域展開を単なる運営主体の移管と捉えるのではなく、こども大綱の理念に基づき、放課後の余暇の善用の場として部活動を再定義すべき段階にあります。

県内では公民館、地域住民の連携で新しい放課後の事例が生まれています。朝日村のおしゃべりカフェや公民館での自習併設型活動など、長野県のホームページに多々紹介されているんですが、推進計画の策定に当たり、こども大綱が掲げる子どもの最善の利益や意見表明の尊重を議論の土台に据え、単なる種目維持を超えた子どもの居場所としての機能を盛り込むべきと考えますが、いかがでしょうか。

○教 育 長 部活動の地域展開の目的の一つは、冒頭でも申し上げましたが、子どもたちが多様なスポーツ、文化芸術に触れる機会を創出するということでございます。

地域展開の受皿となる地域クラブ活動推進ガイドラインによると、

- ・生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境を目指し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関

○7 番

係者の理解と協力の下、生徒の活動の場として、地域クラブ活動を行う環境を速やかに整備する
となっております。

今、かなり子どもたちにも部活動の意識であったりこれからできる環境についての思いというものがあると思っておりますので、まずは部活動の地域展開を進めていくことを考えておりますけれども、そのことに関わる計画を立てていく中、あるいは次の段階の検討としては、議員の言われるような放課後の過ごし方という観点での検討、こうしたことも出てくるのではないかというふうには考えているところです。

（島崎 敏一） 質問の3番に行きます。

地域展開について当事者である中学生の70％が内容を詳しく理解しておらず、そのうちの25％が「全く知らない」と回答しています。周知不足や理念の共有に大きな課題を残しています。

また、保護者においても40％が内容を詳しく理解していません。

こどもまんなか社会を目指す中で、当事者である子どもの7割、保護者の4割が内容を詳しく知らないという現状は、周知の方法や意見反映のプロセスに課題があることを示しています。情報が届かなければ子どもを含めた住民は将来の選択を主体的に行うことができません。

そこで質問です。周知不足をどう受け止め、子どもや保護者、さらには全村民が現状と課題を自分事として捉えられるようにどのような具体策を講じていくか伺います。

もう一つ、村はデジタル技術を活用した地域課題の解決及び広域的な連携を目指して円環的連携に関する包括協定を締結しましたが、これらの諸課題についてD X技術を活用する考えはありますでしょうか。

○教 育 長

周知についてのお尋ねでございます。

周知の仕方については議員から教育委員会も様々な御指摘をこれまでも受けてまいりましたが、部活動の地域展開に関わる件については、本村の場合は、D X技術を活用するかどうかと議論する以前の段階にまだあったというふうに認識をしております。

どういうことかといいますと、部活動の地域展開を進めていくという事実は発信できても、教育委員会としてどのような姿を目指すのかといった明確なビジョンをこれまで皆さんに発信できる段階として持つことができていなかったということがありまして、D X技術を使うという前に、そのことの検討ということが大きかったわけであります。

関係者ヒアリングやアンケート調査を行って、関係者とともに具体的に検討を進めるということをやずっと進めてきたというのが実際のところでございます。

実際に取ったアンケート調査、改めて結果についてお知らせさせていただきま

○7 番

すと、「部活動の地域展開を知っているか」の質問に対して、中学生については「知っており内容も理解している」が30％、「知っているが詳しくは理解していない」が30％、「言葉だけは知っている」が15％、「全く知らない」が25％という結果でございました。

保護者の皆さんについては、「知っており内容も理解している」が60％、「知っているが詳しくは理解していない」が40％、「言葉だけは知っている」が1％、「全く知らない」というのは0％という結果でございました。

昨年度の子ども議会でも、議員も承知されていると思いますが、質問の一つに部活動の地域展開がありました。部活動を頑張っている子どもたちには取り組める環境を求めていくということで、そういう必要性から子どもの言葉で語られて質問があったというふうに承知をしております。

ですので、子どもたちも部活動にどういう比重で関わっているかっていう点もあると思いますが、部活動を特に大事に取り組んでいる子どもたちにとっては知るべき大きな課題でもあるということは、アンケートからも確かだと思います。

今年度は、目指す姿や基本的な考え方、これを教育委員会としても計画にしたいと考えておりまして、中川村部活動地域展開推進計画を策定したいというふうに考えております。

また、部活動地域展開推進協議会を、冒頭申し上げた委員会と重なりますけれども、設置しまして準備を進めてまいります。

関係者はじめ、村民の皆さん、そして児童生徒の皆さんにも知っていただく段階にはなっていると思いますので、村広報、ホームページなどを利用して周知を進めたいと思いますし、D X技術についても、今回進めていくもの、そうしたものの、部活動の地域展開だけでなく、ほかの事業も含めてになると思いますけれども、どういう形で取り組めるかっていうことについては、D X技術を効果に活用する方法、そういった点から相談してみたいかなというふうには思っております。

○7 番

（島崎 敏一） 課題山積であること、よく分かりました。

質問4番5番もしたいところなんですが、質問1でかなり詳しく答えてくださったのと、あと、すみません、時間配分、次の質問に回したいので、大変心苦しいんですが、この質問は飛ばして、3つ目の質問、第3番目の「中間教室設置要綱改定の提案」の質問に移ります。

制定から四半世紀以上が経過した中川村中間教室設置要綱を、文部科学省の不登校児童生徒への支援への在り方について、教育機会均等法、そしてC O C O L Oプラン等の法整備の理念に即して改定することを提案します。

不登校対策のゴールを学校復帰から社会的自立へ転換し、個別最適な学びの保障、専門職や外部機関と連携する体制の構築を明文化するべきではないでしょうか。

要綱の条文に沿って質問します。

○教 育 長

従来から中間教室という名称が普及してきましたが、近年は文部科学省の流れをくみ教育支援センターと名称変更する事例が長野県内で多く見られています。名称を見直すことで利用者にとって分かりやすい制度となることが期待されるのではないのでしょうか。

そこで質問です。中間教室という名称や位置づけを教育支援センターとして見直すことについて考えを聞かせてください。

これから幾つか御質問があると思いますが、お答えする前提としてまずお話をさせておいていただきたいと思います。

中間教室につきましては、村全体の体制の中で今後どのようにしていくかについて、まさに今、思案中であります。思案中というのは、いろんな体制づくりもやっている中では、まだ、具体的な検討というよりは、どうしていくかの方向性を探っている、そういう段階だというふうに御理解いただきたいと思います。

どのようにしていくか結論が出た時点で設置要綱については見直すことを考えておりましたので、まずはそのように御理解をいただきたいというふうに思っております。

といいますのは、現在、中学校には先行して校内教育支援センター、通称「ふらっと」と申しておりますが、を設置しまして、心の相談員を配置して支援する体制をつくっております。ですので、村の中間教室を設置する前に、学校の中にそうしたセンターといえるような機能を果たすような場所を今はつくっております。

また、民間のフリースクール、フリースペースと学校との連携を進めて、共に取り組んでいくような村の体制をとということで、指導要録上の出席扱いに関わるガイドラインの策定、これも今までほかの議員の皆さんからの御質問でもお答えをしてきましたが、そうしたものや利用料の補助制度、それと子どもの居場所ネットワーク会議の開催や、その中では居場所マップ作りにも取り組んでまいりました。

このように、今は村全体を居場所としての体制づくりというものを教育委員会としては進めてきております。

そうした中、村の中間教室については、現状はこれまでの経過を継続して進めてきていまして、指導主事――かつては教育相談員という方がいたわけですが、指導主事が利用を希望する児童生徒がいる場合に受け入れるといった運営体制を取ってきております。ということは、専門スタッフが在籍して支援するような、いわゆるセンターとしての体制には今のところなっていないという状況でございます。

そのため、村全体の体制の中で今後どのような役割を現在の村の中間教室が負うのか、どういう機能を持つのかということ、そういうことを、人材にしてもかけられる費用にしても限りがありますので、そうした中で全体の体制を想定する

○7 番

中で今思案中であるという状況になります。

ですので、今のお答えについては、そういう形でございます。

（島崎 敏一） 次の質問に行きます。

現行の条文について、今思案中とありますが、現状の考えを聞かせてください。

資料を見ながら説明しますが、第1条、第4条についてです。

指摘事項として、不登校支援の目標は、学校復帰だけではなく、子どもが自分らしく生きる社会的自立に置かれています。

また、子どもが安心して過ごすための静養の必要も法律で認められました。

指導という言葉は不登校対策において使用頻度は低くなっています。適応指導、学校復帰を中心とした要項から、本人の意思を尊重した支援、伴走を中心にする要項へ改める必要があると考えます。

質問です。

要綱にある学校復帰という限定的な目的を改め、全ての不登校児童生徒の学びと居場所を保障する内容に改定する考えはありますか。

そして、要綱の条文中に複数ある指導という言葉を支援、伴走等の文言に改定する考えはありますでしょうか。

○教 育 長

中間教室の現状としますと、今のところ利用者の立ち位置としますと、学校に行く気持ちはあるけれども、学校以外のところで今は学びたいというお子さんの希望が多い、そんな傾向にあるというふうに思っております。これは村の中間教室の利用っていうことに対してです。

学校の活動に参加することも視野に入れて支援をしている現状がございます。

ただ、これまで教育委員会としての考え方は御説明してきましたが、学校復帰ということにこだわっているわけではなく、まずはお子さんの状態に寄り添った支援をするということは現在も行っているところであります。

先ほども申し上げた理由ででありますが見直す段階になりましたらこの文言についても検討はさせていただきたいというふうに思います。

また、指導という言葉と支援という言葉、これについても現時点ですぐにということではありませんが、その段階で検討はしていくつもりでおります。

指導という言葉、支援という言葉、よく特別支援教育の中でも議論される文言であります。

現在は比較的支援という言葉を使うことが多くなってきたというようには認識しております。

関わる方の立ち位置、つまり、主導権がどちらにあるかということはどうも意味合いが変わってくるかなというふうに感じておりますが、指導は教える側が主導し、正しい方向へ導くことと、それと、支援は受け手が主導し、その人がやりたいことを手助けするというような意味になるようでございます。

例えば学校で行っているような教科学習であるとか、そういうような場合は、

中間教室においても希望があれば教える、つまり指導するという立場にはなろうかと思えますし、利用者の方がやりたいことを相談してそれができる環境を整えること、これは支援に該当することになるというふうに思っております。

学校においても中間教室においても、厳密に見れば両方の場面があると言えるものであります。

ただ、やはり指導で気をつけなければいけないことは何かと申しますと、相手の意思を無視してコントロールしてしまうこと、つまり、相手を支配しようとする、そのことが形として見えてきてしまうと、これは問題だというふうに思われます。

ですので、今の在り方とすれば、どちらかといえば支援という場面が多いのかなというふうに私も捉えております。

○7 番 （島崎 敏一） 時間がないので、質問だけ最後に読み上げて、答弁をお願いします。

第5条について、個別最適な学びの場づくりの支援等の文言を明記する考えはありますでしょうか。

続いて第8条、要綱にある連携の枠組みに専門職や福祉、民間団体を加え、国の方針と足並みを合わせるべきではないでしょうか、考えを聞かせてください。

○教 育 長 個別最適な学びというのは、もうそもそも、今、教育の流れとしてございますので、これは学校であろうが中間教室であろうが、そうした学びをもう考えていく段階にはなっていると思います。

また、中間教室を利用するお子さんについては、そうした状況がさらに必要なお子さんだと思います。

もう一つは何でしたっけ。

○7 番 （島崎 敏一） もう一つは、質問4、要綱にある連携の枠組み……

○教 育 長 これは、もうそういう体制でおりますので、そういう考え方で進めていくつもりでおります。

○7 番 （島崎 敏一） これで質問を終わります。